

令和6年度 市民税・県民税申告の手引き

この申告書は、あなたの市民税・県民税を正しく算定する基礎となります。また、国民健康保険税の算定や児童扶養手当などの給付資料、あるいは所得（課税）証明などを発行する場合の資料としても大切なものですから、この手引きをご覧ください。ご自分で申告書を記入し、必ず申告してください。

- 市県民税は、令和6年1月1日現在掛川市に住所を有する人で、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間で得た収入に対して課税されます。
- 申告相談受付の日程は、広報かけがわ1月号をご覧ください。

申告書の提出期限は3月15日です

所得税の確定申告をされる方は、この申告は不要です

申告をしなければならない人

1. 商業、農業、工業、医業などの事業収入がある人
2. 不動産、利子、配当、譲渡などの収入がある人
3. 外交員（生命保険営業、集金人、商品販売外交員など）、内職、個人教授などをされている人
4. 大工、左官、日雇い労働などで、日給月給の収入がある人
5. 給与所得がある人で、次に該当する人
 - ① 派遣社員やパート職等で、勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がされていない人
 - ② 給与以外の収入（事業、公的年金、不動産、配当、譲渡所得など）がある人※所得税では、給与所得や退職所得以外での「所得の合計額」が20万円以下の場合、所得税の確定申告義務は免除されていますが、住民税では申告する必要があります。
6. 公的年金等の収入額が400万円以下で他の所得の金額が20万円以下の人
※公的年金等の源泉徴収票に記載されていない社会保険料などの各種控除がある人は申告する必要があります。
7. 雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除を受けようとする人
8. 所得控除を追加、訂正する人（年金受給者も該当します）

申告に必要なもの

1. 令和5年中の収入や支出がわかるもの
 - （給与、年金、雑収入などがある人）源泉徴収票、支払い証明書など
 - （事業所得、不動産所得がある人）収支内訳書、領収書、通帳など収入支出がわかる書類、前年度申告のある人は、前年度の収支内訳書の控
2. 所得の控除を受けるための証明書や領収書
 - 令和5年中に支払った社会保険料（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料など）の支払額がわかるもの
 - 国民年金保険料、生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書
 - （医療費控除を受ける人）医療費控除に関する明細書（領収書の添付又は提示では不可）、保険金などで補てんされた金額がわかるもの
 - （配偶者特別控除を受ける人）配偶者の所得が確認できるもの（源泉徴収票など）
 - （寄附金税額控除を受ける人）寄附金受領証明書等
 - （国外居住親族に係る扶養控除等を受ける人）親族関係書類及び送金関係書類
3. 個人番号確認書類（マイナンバーカード等）及び身元確認書類（運転免許証・パスポート等）

所得のなかった人

申告の義務はありませんが、申告をされないと所得の有無が確認できず、申告義務のない人か、所得はあるのに申告をおこなっている人かの区別ができなくなり、各種の証明書発行に支障を来します。また、国民健康保険税の算出（軽減判定）や児童扶養手当等の資料になりますので、申告書裏面「前年中に所得のなかった方の記入欄」へご記入いただき、必ず提出してください。

※申告書を郵送される場合には、必要事項をご記入のうえ、添付書類（源泉徴収票・収支内訳書等）を同封し、下記までお送りください。なお、必ず連絡先をご記入ください。

お問い合わせ …… 掛川市役所 市税課 市民税係
(送付先) 〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1 電話 0537-21-1136

〔各種控除〕 (令和5年1月～12月までに支払ったもの)
 ★は、申告する時にお持ちいただくもの

⑬ 社会保険料控除

あなたが支払った社会保険料及び、あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族が負担すべき国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料をあなたが支払った場合、その合計額。
 ★領収書、支払証明書、源泉徴収票

⑭ 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)、心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金の個人型年金掛金がある場合。
 ★領収書

⑮ 生命保険料控除

あなたやあなたの配偶者又は親族を受取人とする平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(以下、「旧契約」といいます。)の生命保険料をあなたが支払った場合、次の計算式Aで算出した金額。(限度額70,000円)

計算式 A $\left[\text{生命保険料支払額をア～エ} \right] + \left[\text{個人年金保険料支払額をア～エ} \right] + \left[\text{介護医療保険料支払額をア～エ} \right]$
 に当てはめて計算した金額

- ア 12,000円までの場合は— 支払保険料の金額
- イ 12,000円超32,000円までの場合は— 支払保険料×1/2 + 6,000円
- ウ 32,000円超56,000円までの場合は— 支払保険料×1/4 + 14,000円
- エ 56,000円超の場合は— 28,000円

あなたやあなたの配偶者又は親族を受取人とする平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(以下、「旧契約」といいます。)の生命保険料をあなたが支払った場合、次の計算式Bで算出した金額。(限度額70,000円)

計算式 B $\left[\text{生命保険料支払額をア～エ} \right] + \left[\text{個人年金保険料支払額をア～エ} \right]$
 に当てはめて計算した金額

- ア 15,000円までの場合は— 支払保険料の金額
- イ 15,000円超40,000円までの場合は— 支払保険料×1/2 + 7,500円
- ウ 40,000円超70,000円までの場合は— 支払保険料×1/4 + 17,500円
- エ 70,000円超の場合は— 35,000円

※新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合、新契約の支払保険料等を計算式Aで算出した金額と旧契約の支払保険料等を計算式Bで算出した金額の合計額となり、控除額は28,000円が限度となります。(合計控除額の限度額は70,000円)

★支払額証明書(控除証明書)

⑯ 地震保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族の所有する家屋や生活用動産が地震等損害により生じた損失の額をてん補する保険料が支払われる地震保険料をあなたが支払った場合、次のA+Bの金額。(限度額25,000円)(配当金や割戻金は、保険料支払額から差し引いて計算します。)

計算式 A $\left[\text{地震保険料支払額をア～イ} \right] + \left[\text{旧長期損害保険料支払額をウ～オ} \right]$
 に当てはめて計算した金額

- ア 50,000円までの場合は— 支払保険料×1/2
- イ 50,000円超の場合は— 25,000円
- ウ 5,000円までの場合は— 支払保険料の金額
- エ 5,000円超15,000円までの場合は— 支払保険料×1/2 + 2,500円
- オ 15,000円超の場合は— 10,000円

※一つの契約の中で地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、上記のA、Bによって計算した、いずれか一方の控除額を選択してください。(地震保険料と旧長期損害保険料がそれぞれ別の契約の場合は、2つの控除額を組み合わせて限度額まで控除を受けられます。)

★支払額証明書(控除証明書)

本人該当控除 (あなた自身が該当する場合適用される控除)

⑰ 寡婦控除…26万円

夫と死別、離婚、夫が生死不明となった後再婚をしておらず合計所得金額が500万円以下であって子以外の扶養親族がいる人、又は扶養親族が無くても、夫と死別が夫が生死不明となった後再婚をしていない合計所得金額が500万円以下である人

⑱ ひと親控除…30万円

現に婚姻をしていない人又は配偶者が生死不明となっている人で合計所得金額が500万円以下であって、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)のいる人

⑲ ひとり親控除…30万円

現に婚姻をしていない人又は配偶者が生死不明となっている人で合計所得金額が500万円以下であって、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)のいる人

⑳ 勤労学生控除…26万円

大学、高等学校などの学生又は生徒で、合計所得金額が75万円以下の人(ただし、自己の勤労によらない所得が10万円以下)が対象になります。

㉑ 障害者控除 控除額…26万円(特別障害者は30万円・同居特別障害者は53万円)

あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障がい者である場合に適用されます。

- 特別障害者とは…身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aなどの障がい者のうち特に重度の障がいのある人
- 同居特別障害者とは…特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている人
- 同一生計配偶者とは…あなたと生計を一にする配偶者で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下の人(事業専従者を除く)

★身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など

㉒ 配偶者控除

あなたが次のア、イの条件を満たす控除対象配偶者(注1)を有する場合には、配偶者控除を適用することができます。(事業専従者を除く)

- ア あなたやあなたの配偶者が、令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- イ あなたと生計を一にする配偶者で、その配偶者の令和5年中の合計所得金額が48万円以下であること。

(注1) 控除対象配偶者のうち、70歳以上の人(昭和29年1月1日以前生)は老人控除対象配偶者という。

申告書の書き方

申告書表面

6 年度市民税・県民税 申告書

住所	○×市△町123番地の4	職業	会社員	○×市以外
フリガナ	オガサ タロウ	雇用形態	〇〇-××××	雇用年月日
氏名	小笠 太郎	個人番号	1,2,3,4,5,6,7,8,9,0,1,2	生年月日
		生年月日	31・1・10	世帯主の氏名
				小笠太郎 本人

2 所得の区分別の所得金額に関する事項

所得の区分	所得金額(円)
国民健康保険	154,500
国民年金	156,770
★ 合計	311,270
個人年金保険料の控除	120,000
介護医療保険料の控除	48,000
合計	150,000

3 所得の区分別の所得金額に関する事項

所得の区分	所得金額(円)
給与所得	2,200,000
退職所得	200,000
雑所得	50,000
合計	2,450,000

4 所得の区分別の所得金額に関する事項

所得の区分	所得金額(円)
雑所得	311,270
合計	311,270

5 所得の区分別の所得金額に関する事項

所得の区分	所得金額(円)
雑所得	250,000
合計	250,000

6 所得の区分別の所得金額に関する事項

所得の区分	所得金額(円)
雑所得	30,000
合計	30,000

7 所得の区分別の所得金額に関する事項

所得の区分	所得金額(円)
雑所得	30,000
合計	30,000

8 所得の区分別の所得金額に関する事項

所得の区分	所得金額(円)
雑所得	30,000
合計	30,000

申告書裏面

1 所得の区分別の所得金額に関する事項

所得の区分	所得金額(円)
雑所得	30,000
合計	30,000

2 所得の区分別の所得金額に関する事項

所得の区分	所得金額(円)
雑所得	30,000
合計	30,000

3 所得の区分別の所得金額に関する事項

所得の区分	所得金額(円)
雑所得	30,000
合計	30,000

4 所得の区分別の所得金額に関する事項

所得の区分	所得金額(円)
雑所得	30,000
合計	30,000

5 所得の区分別の所得金額に関する事項

所得の区分	所得金額(円)
雑所得	30,000
合計	30,000

6 所得の区分別の所得金額に関する事項

所得の区分	所得金額(円)
雑所得	30,000
合計	30,000

7 所得の区分別の所得金額に関する事項

所得の区分	所得金額(円)
雑所得	30,000
合計	30,000

8 所得の区分別の所得金額に関する事項

所得の区分	所得金額(円)
雑所得	30,000
合計	30,000

9 所得の区分別の所得金額に関する事項

所得の区分	所得金額(円)
雑所得	30,000
合計	30,000

